

半期報告書

(第21期中)

自 令和7年4月1日
至 令和7年9月30日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
4 【重要な契約等】	8
5 【研究開発活動】	8
第3 【設備の状況】	9
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	9
2 【道路資産】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	11
第5 【経理の状況】	12
1 【中間連結財務諸表等】	13
2 【中間財務諸表等】	37
第6 【提出会社の参考情報】	47
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	48
第1 【保証会社情報】	48
第2 【保証会社以外の会社の情報】	48
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	48
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	49
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	50
第3 【指指数等の情報】	52

【中間監査報告書】

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年12月19日
【中間会計期間】	第21期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺山 徹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 菅原 雅紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 菅原 雅紀
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自令和5年 4月1日 至令和5年 9月30日	自令和6年 4月1日 至令和6年 9月30日	自令和7年 4月1日 至令和7年 9月30日	自令和5年 4月1日 至令和6年 3月31日	自令和6年 4月1日 至令和7年 3月31日
営業収益 (百万円)	180,802	172,016	158,858	340,266	391,234
経常利益 (百万円)	7,978	4,894	2,865	4,657	2,521
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	6,221	3,870	1,663	3,084	1,340
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	6,537	4,879	1,682	4,932	7,826
純資産額 (百万円)	73,961	77,235	81,864	72,356	80,182
総資産額 (百万円)	378,223	397,608	386,757	473,343	415,174
1株当たり純資産額 (円)	2,677.61	2,802.71	2,977.82	2,622.02	2,914.59
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	230.41	143.33	61.62	114.22	49.63
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.1	19.0	20.8	15.0	19.0
営業活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△22,596	17,795	△13,417	△74,680	66,453
投資活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△1,849	△4,471	△3,108	△4,523	△9,935
財務活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△4,084	△51,660	△10,881	82,217	△51,570
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	79,394	72,603	88,482	110,937	115,886
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	4,556 [338]	4,541 [343]	4,479 [352]	4,514 [343]	4,515 [343]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自令和5年 4月1日 至令和5年 9月30日	自令和6年 4月1日 至令和6年 9月30日	自令和7年 4月1日 至令和7年 9月30日	自令和5年 4月1日 至令和6年 3月31日	自令和6年 4月1日 至令和7年 3月31日
営業収益 (百万円)	178,584	169,726	155,654	334,178	385,088
経常利益 (百万円)	7,805	4,654	2,907	2,173	181
中間（当期）純利益 (百万円)	6,686	4,131	2,154	1,748	31
資本金 (百万円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数 (千株)	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額 (百万円)	56,529	55,723	53,777	51,591	51,623
総資産額 (百万円)	346,356	364,807	352,043	446,194	385,126
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.3	15.3	15.3	11.6	13.4
従業員数 (人)	1,132	1,144	1,157	1,131	1,142

- (注) 1. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社のうち、維持修繕業務を委託している「首都高機械メンテナンス株」については、令和7年7月1日をもって商号（社名）を「首都高施設メンテナンス株」へ変更しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和7年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	4,204 [315]
受託事業	
駐車場事業	120 [37]
その他の事業	
全社（共通）	155 [—]
計	4,479 [352]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和7年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	978
受託事業	
駐車場事業	24
その他の事業	
全社（共通）	155
計	1,157

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び当社グループの事業上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は新たに生じた事業上の対処すべき課題もありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られたものの、個人消費や設備投資に上向きの動きが続く等により、緩やかな景気の回復が見られました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客さまに、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、景気の緩やかな回復に伴い、前年同期比1.0%増の105.2万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当中間連結会計期間の業績は、営業収益が前年同期比7.6%減の158,858百万円、営業利益が前年同期比45.1%減の2,625百万円、経常利益が前年同期比41.4%減の2,865百万円、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益が前年同期比57.0%減の1,663百万円となりました。

なお、セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。このセグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

ア. 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客さまのキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、近年のETC利用率拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、ETC専用入口の拡大に向けて料金所のリニューアル工事を順次開始しており、55箇所の料金所について、ETC専用入口として運用しております（令和7年9月30日時点）。ETCの利用率は、令和7年9月平均が98.6%となり、前年同月比0.3ポイント増となっております。

また、お客さまサービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイト、お客さまセンター、グリーンポスト及びお客さま満足度調査等を通じて得られた改善に向けたお客さまの要望や意見の反映等を実施してまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、前年同期比0.1%増の138,554百万円となりました。

高速道路の新設及び改築については、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））など計2路線10.4kmの新設、都道首都高速1号線（新京橋連結路）などの改築を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比48.2%減の15,257百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前年同期比8.4%減の153,885百万円となりました。

(営業利益)

機構への資産引渡しに伴う道路資産完成原価の減少により、営業費用は前年同期比7.2%減の152,034百万円となりました。また、営業利益は前年同期比55.5%減の1,850百万円となりました。

イ. 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し、定期及び月極の営業を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比4.2%増の1,822百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比6.8%増の1,338百万円となり、営業利益は前年同期比2.3%減の484百万円となりました。

ウ. 受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

営業収益は前年同期比3.6%減の784百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比12.4%減の741百万円となり、営業利益は43百万円（前年同期は31百万円の営業損失）となりました。

エ. その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客さまが気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、社宅跡地等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比62.4%増の3,147百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比63.0%増の2,900百万円となり、営業利益は前年同期比56.4%増の247百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益2,865百万円に対して、非資金項目である減価償却費6,833百万円、売上債権の減少額7,873百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額5,522百万円、仕入債務の減少額20,189百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、13,417百万円の資金支出（前年同期は17,795百万円の資金収入）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、修繕事業及び特定更新等工事の進捗により、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産が増加したことによるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、既供用路線に係る料金所施設、ETC設備等の事業用設備について、整備及び改修のために設備投資を実施したことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは3,108百万円の資金支出（前年同期は4,471百万円の資金支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

上記仕掛道路資産の建設に充てるため、道路建設関係長期借入れによる収入14,983百万円があった一方、修繕事業及び特定更新等工事の完了に伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項の規定に基づく債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額2,070百万円及び道路建設関係社債の減少額20,000百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、10,881百万円の資金支出（前年同期は51,660百万円の資金支出）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ27,404百万円減少し、88,482百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「① 財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しております、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

① 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因について ア. 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を收受し、かかる料金収入から機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払に充てております。

協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされており、利益は見込んでおりません。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費用の増大に備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費用については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

イ. 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところがありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受の方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帶してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

③ 当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ア. グループの経営成績

a. 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比7.6%減の158,858百万円となりました。

高速道路事業については、料金収入は、前年同期比0.1%増の138,554百万円となりました。また、機構への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、修繕事業及び特定更新等工事の完了により、前年同期比48.2%減の15,257百万円となりました。その結果、前年同期比8.4%減の153,885百万円となりました。

駐車場事業については、近隣駐車場の動向を踏まえた適切な料金設定や、新規顧客獲得に向けた営業活動等により、前年同期比4.2%増の1,822百万円となりました。

受託事業については、地方公共団体等からの受託工事の減等により、前年同期比3.6%減の784百万円となりました。

その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前年同期比62.4%増の3,147百万円となりました。

b. 営業利益

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比6.6%減の156,232百万円となりました。

高速道路事業については、機構への資産引渡しに伴う道路資産完成原価の減少により、前年同期比7.2%減の152,034百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用等の増加により、前年同期比6.8%増の1,338百万円、受託事業については、地方公共団体等からの受託工事の減等により、前年同期比12.4%減の741百万円、その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前年同期比63.0%増の2,900百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は、合計で前年同期比45.1%減の2,625百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が1,850百万円の営業利益、駐車場事業が484百万円の営業利益、受託事業が43百万円の営業利益、その他の事業が247百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

c. 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、利息の受取149百万円等により前年同期比99.4%増の293百万円、営業外費用は、利息の支払46百万円等により前年同期比49.6%増の53百万円となりました。

d. 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比41.4%減の2,865百万円となりました。

e. 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比57.0%減の1,663百万円となりました。

イ. グループの財政状態

当中間連結会計期間末の総資産は、386,757百万円となり、前連結会計年度末に比べ28,417百万円減少となりました。主な増加は、仕掛道路資産の6,366百万円、主な減少は、有価証券の28,000百万円になります。

負債は、304,893百万円となり、前連結会計年度末に比べ30,098百万円減少となりました。主な減少は、道路建設関係社債の20,000百万円になります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,681百万円増加し、81,864百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の19.0%から20.8%となりました。

ウ. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要

② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の収受等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。資金の調達においては、社債の発行及び金融機関からの長期借入れによる調達バランスの最適化を図っております。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金であります。

道路資産賃借料の支払には高速道路料金収入を充てております。また、道路資産の建設資金には道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金を充てており、事業用設備に係る設備投資資金には、自己資金及びその他の長期借入金を充てております。なお、かかる道路資産及び事業用設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

4 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術等に関する研究・開発を行っております。具体的には、「点検・調査・評価」、「補修・補強」、「防災・減災」、「交通運用」、「景観・環境」、「工事安全」といった分野で研究・開発を進めています。

当中間連結会計期間の当社グループにおける研究開発活動に係る費用の総額は、63百万円となりました。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都高速道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

後記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、後記「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 計画の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額21,973百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成高15,257百万円を計上しており、その内訳は下表のとおりであります。そのほか、引渡し時に道路資産完成高を計上しない仕掛道路資産の棚卸評価損として、349百万円を計上しております。なお、これらに伴う仕掛道路資産当期減少額は15,607百万円であります。

路線・区間等		帰属時期 (注)	道路資産完成高 (百万円)
都道首都高速1号線等	修繕	令和7年6月	12,341
		令和7年9月	
都道首都高速1号線等	特定更新等工事	令和7年6月	2,916
		令和7年9月	
合計		—	15,257

(注) 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

(2) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数 (株) (令和7年9月30日)	提出日現在 発行数 (株) (令和7年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

(5) 【大株主の状況】

令和7年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区本町6丁目50番地の10	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和7年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

令和7年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,986	22,582
高速道路事業営業未収入金	32,692	26,959
未収入金	3,332	1,140
契約資産	49	465
有価証券	94,000	66,000
棚卸資産		
仕掛道路資産	185,902	192,268
貯蔵品	990	1,028
その他の棚卸資産	540	968
受託業務前払金	907	1,617
前払金	5,206	6,149
その他	1,823	3,198
貸倒引当金	△222	△246
流動資産合計	347,207	322,132
固定資産		
有形固定資産		
建物	※4 22,633	※4 22,589
減価償却累計額	△10,820	△10,966
建物（純額）	11,813	11,622
構築物	※4 35,404	※4 35,589
減価償却累計額	△18,840	△21,617
構築物（純額）	16,564	13,972
機械及び装置	47,671	48,644
減価償却累計額	△33,190	△35,532
機械及び装置（純額）	14,480	13,111
車両運搬具	※4 9,222	※4 9,332
減価償却累計額	△7,660	△7,823
車両運搬具（純額）	1,561	1,508
工具、器具及び備品	7,296	7,755
減価償却累計額	△5,009	△5,318
工具、器具及び備品（純額）	2,287	2,436
土地	7,597	7,597
リース資産	369	406
減価償却累計額	△158	△150
リース資産（純額）	211	256
建設仮勘定	3,993	4,881
有形固定資産合計	58,511	55,388
無形固定資産		
リース資産	17	14
その他	2,503	2,513
無形固定資産合計	2,520	2,527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	565	565
繰延税金資産	1,810	1,866
敷金	1,984	1,953
その他	2,612	2,360
貸倒引当金	△37	△37
投資その他の資産合計	6,934	6,709
固定資産合計	67,967	64,625
資産合計	※1,※2 415,174	※1,※2 386,757
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	32,306	19,280
短期借入金	1,950	700
1年以内返済予定長期借入金	5,000	5,000
リース債務	76	91
未払金	16,328	6,992
未払法人税等	1,165	1,863
預り金	275	268
受託業務契約負債	1,499	2,676
契約負債	313	994
賞与引当金	1,815	2,143
その他	1,520	2,522
流動負債合計	62,251	42,532
固定負債		
道路建設関係社債	※1,※3 150,000	※1,※3 130,000
道路建設関係長期借入金	※3 84,226	※3 97,156
その他の長期借入金	13,500	11,000
リース債務	180	211
役員退職慰労引当金	172	161
退職給付に係る負債	19,774	18,953
その他	4,886	4,878
固定負債合計	272,740	262,360
負債合計	334,992	304,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	46,214	47,878
株主資本合計	73,214	74,878
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	5,479	5,522
その他の包括利益累計額合計	5,479	5,522
非支配株主持分	1,488	1,463
純資産合計	80,182	81,864
負債・純資産合計	415,174	386,757

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業収益	172,016	158,858
営業費用		
道路資産賃借料	94,459	91,609
高速道路等事業管理費及び売上原価	67,508	59,368
販売費及び一般管理費	※1 5,266	※1 5,254
営業費用合計	167,234	156,232
営業利益	4,782	2,625
営業外収益		
受取利息	15	149
原因者負担収入	42	60
その他	89	83
営業外収益合計	147	293
営業外費用		
支払利息	26	46
その他	9	6
営業外費用合計	35	53
経常利益	4,894	2,865
税金等調整前中間純利益	4,894	2,865
法人税、住民税及び事業税	1,201	1,283
法人税等調整額	△178	△56
法人税等合計	1,023	1,226
中間純利益	3,870	1,639
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失 (△)	0	△24
親会社株主に帰属する中間純利益	3,870	1,663

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
中間純利益	3,870	1,639
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	1,008	43
その他の包括利益合計	1,008	43
中間包括利益	4,879	1,682
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,878	1,707
非支配株主に係る中間包括利益	0	△24

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	44,874	71,874	△1,079	△1,079	1,561	72,356
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			3,870	3,870				3,870
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					1,008	1,008	0	1,008
当中間期変動額合計	—	—	3,870	3,870	1,008	1,008	0	4,878
当中間期末残高	13,500	13,500	48,744	75,744	△71	△71	1,561	77,235

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	46,214	73,214	5,479	5,479	1,488	80,182
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			1,663	1,663				1,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					43	43	△25	17
当中間期変動額合計	—	—	1,663	1,663	43	43	△25	1,681
当中間期末残高	13,500	13,500	47,878	74,878	5,522	5,522	1,463	81,864

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,894	2,865
減価償却費	3,422	6,833
賞与引当金の増減額（△は減少）	326	328
貸倒引当金の増減額（△は減少）	9	23
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△33	△11
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△509	△777
受取利息	△15	△149
支払利息	26	46
固定資産除却損	11	88
売上債権の増減額（△は増加）	31,203	7,873
契約資産の増減額（△は増加）	321	△416
未収消費税等の増減額（△は増加）	2,703	△185
仕掛道路資産の増減額（△は増加）	※2 7,757	※2 △5,522
貯蔵品の増減額（△は増加）	△21	△38
受託業務前払金の増減額（△は増加）	△979	△710
前払金の増減額（△は増加）	△1,316	△943
仕入債務の増減額（△は減少）	△34,079	△20,189
未払消費税等の増減額（△は減少）	1,556	△1,680
受託業務契約負債の増減額（△は減少）	4,838	1,176
契約負債の増減額（△は減少）	537	681
その他	△1,079	△801
小計	19,571	△11,507
利息の受取額	15	150
利息の支払額	△551	△890
法人税等の支払額	△1,240	△1,170
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,795	△13,417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,386	△2,421
有形固定資産の売却による収入	2	0
投資有価証券の取得による支出	△29	—
その他	△1,057	△686
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,471	△3,108
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	11,986	14,983
長期借入金の返済による支出	△2,500	△2,500
道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）	※2 △10,000	※2 △2,070
道路建設関係社債の増減額（△は減少）	※2 △50,000	※2 △20,000
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
その他	△1,146	△1,294
財務活動によるキャッシュ・フロー	△51,660	△10,881
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△38,333	△27,404
現金及び現金同等物の期首残高	110,937	115,886
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 72,603	※1 88,482

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高E T C メンテナンス(株)
首都高施設メンテナンス(株)
首都高アソシエイト(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高デジタル&デザイン(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)
首都高ファシリティマネジメント(株)
首都高リテイル(株)

(2) 非連結子会社の名称等

Shutoko International (Thailand) Company Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (Shutoko International (Thailand) Company Limited) 及び関連会社 (㈱カリフォルニアクラブ) は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

(a) 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～60年

機械及び装置 1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の退職一時金制度については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

② 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取補償金」は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において「営業外収益」の「受取補償金」に表示しておりました20百万円及び「その他」に表示しておりました69百万円は、「その他」89百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社はETC専用化拡大工事に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の減価償却費が3,320百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ3,320百万円減少しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係社債	150,000百万円	130,000百万円

※2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務143,000百万円（額面）（前連結会計年度159,000百万円）について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	272,049百万円	244,119百万円

※3 併存的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	103,000百万円	20,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	48,825	2,070
なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係長期借入金	1,825百万円	一百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
圧縮記帳累計額	175百万円	176百万円

5 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
当座貸越極度額		
株みずほ銀行	9,500百万円	9,500百万円
株三井UFJ銀行	7,500	7,800
株三井住友銀行	4,000	4,000
株横浜銀行	4,000	4,000
株りそな銀行	300	300
借入実行残高	1,950	700
差引額	23,350	24,900

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
給料手当	1,395百万円	1,431百万円
業務委託費	825	833
賃借料	613	640
租税公課	615	631
賞与引当金繰入額	322	352
退職給付費用	416	319

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
普通株式	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
普通株式	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
現金及び預金勘定	25,773百万円	22,582百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△170	△100
預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	47,000	66,000
現金及び現金同等物	72,603	88,482

※2 前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△10,000百万円及び「道路建設関係社債の増減額（△は減少）」△50,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い営業活動によるキャッシュ・フロー「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」7,757百万円には道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産の額29,455百万円が含まれております。

当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△2,070百万円及び「道路建設関係社債の増減額（△は減少）」△20,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い営業活動によるキャッシュ・フロー「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△5,522百万円には道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産の額15,257百万円が含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

主として、事務用機器（工具、器具及び備品）及び社用車（車両運搬具）であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1年内	183,219	202,893
1年超	9,473,092	9,361,808
合計	9,656,311	9,564,702

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1年内	546	469
1年超	610	592
合計	1,157	1,061

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和7年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 道路建設関係社債	150,000	147,368	△2,632
(2) 道路建設関係長期借入金	84,226	83,178	△1,047
(3) その他の長期借入金 (1年以内返済予定長期 借入金を含む)	18,500	18,396	△103
負債計	252,726	248,942	△3,783

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 道路建設関係社債	130,000	127,529	△2,470
(2) 道路建設関係長期借入金	97,156	95,800	△1,355
(3) その他の長期借入金 (1年以内返済予定長期 借入金を含む)	16,000	15,895	△104
負債計	243,156	239,224	△3,931

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当中間連結会計期間（百万円）
非上場株式	565	565

(*3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	—	147,368	—	147,368
道路建設関係長期借入金	—	83,178	—	83,178
その他の長期借入金 (1年以内返済予定長期 借入金を含む)	—	18,396	—	18,396
負債計	—	248,942	—	248,942

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	—	127,529	—	127,529
道路建設関係長期借入金	—	95,800	—	95,800
その他の長期借入金 (1年以内返済予定長期 借入金を含む)	—	15,895	—	15,895
負債計	—	239,224	—	239,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

道路建設関係社債

当社の発行する道路建設関係社債の時価は、相場価格により算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金ごとに、その元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（令和7年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	譲渡性預金	94,000	94,000	—
小計		94,000	94,000	—
合計		94,000	94,000	—

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	譲渡性預金	66,000	66,000	—
小計		66,000	66,000	—
合計		66,000	66,000	—

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(棚卸資産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計		
料金収入	138,415	—	—	138,415	—	138,415
道路資産完成高	29,455	—	—	29,455	—	29,455
その他	48	—	814	863	1,352	2,215
顧客との契約から生じる収益	167,919	—	814	168,734	1,352	170,087
その他の収益	—	1,746	—	1,746	183	1,929
外部顧客への売上高	167,919	1,746	814	170,480	1,536	172,016

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計		
料金収入	138,554	—	—	138,554	—	138,554
道路資産完成高	15,257	—	—	15,257	—	15,257
その他	73	—	784	858	2,141	2,999
顧客との契約から生じる収益	153,885	—	784	154,670	2,141	156,811
その他の収益	—	1,818	—	1,818	228	2,047
外部顧客への売上高	153,885	1,818	784	156,488	2,369	158,858

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前連結会計年度末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に重要な変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	167,919	1,746	814	170,480	1,536	172,016	—	172,016
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	2	—	2	401	404	△404	—
計	167,919	1,748	814	170,483	1,937	172,421	△404	172,016
セグメント利益又 は損失 (△)	4,160	495	△31	4,624	157	4,782	—	4,782
セグメント資産	294,897	3,944	1,846	300,688	4,873	305,562	92,046	397,608
その他の項目								
減価償却費	2,761	183	—	2,945	87	3,032	389	3,422
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,776	135	—	2,911	18	2,930	260	3,190

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△404百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額92,046百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（有価証券）47,000百万円及び現金及び預金25,773百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額389百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額260百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	153,885	1,818	784	156,488	2,369	158,858	—	158,858
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	3	—	3	777	781	△781	—
計	153,885	1,822	784	156,492	3,147	159,639	△781	158,858
セグメント利益	1,850	484	43	2,378	247	2,625	—	2,625
セグメント資産	264,109	3,959	1,617	269,686	5,846	275,533	111,223	386,757
その他の項目								
減価償却費	6,158	179	—	6,338	90	6,428	404	6,833
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,292	360	—	2,653	227	2,881	1,010	3,892

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△781百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額111,223百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（有価証券）66,000百万円及び現金及び預金22,582百万円であります。
- (3) 減価償却費の調整額404百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,010百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	29,456	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	143.33円	61.62円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (百万円)	3,870	1,663
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益金額 (百万円)	3,870	1,663
期中平均株式数 (千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1 株当たり純資産額	2,914.59円	2,977.82円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	80,182	81,864
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,488	1,463
(うち非支配株主持分 (百万円))	(1,488)	(1,463)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (百万円)	78,693	80,401
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末 (期末) の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、令和7年3月19日開催の取締役会決議に基づき、令和7年10月23日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	首都高速道路株式会社第36回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）
発行総額	金250億円
利率	年1.371パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	令和7年10月23日
償還期日	令和12年9月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	首都高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募）
発行総額	金35億円
利率	年0.774パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	令和7年10月23日
償還期日	令和8年10月23日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、令和7年3月19日開催の取締役会決議に基づき、令和7年12月16日に以下の条件で借入の契約を締結しております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	㈱りそな銀行他5金融機関
借入額	金150億円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和7年12月18日
返済期限	令和12年11月29日
担保	無担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,399	8,466
高速道路事業営業未収入金	32,733	27,000
未収入金	1,744	186
契約資産	49	465
有価証券	94,000	66,000
棚卸資産		
仕掛道路資産	185,489	190,223
貯蔵品	532	525
受託業務前払金	917	1,581
前払金	1,666	1,541
前払費用	166	833
その他	898	1,160
貸倒引当金	△220	△246
流動資産合計	327,376	297,739
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	※4 4,300	※4 4,311
減価償却累計額	△1,513	△1,745
建物（純額）	2,787	2,565
構築物	※4 33,323	※4 33,506
減価償却累計額	△17,312	△20,050
構築物（純額）	16,010	13,455
機械及び装置	47,481	48,426
減価償却累計額	△33,001	△35,344
機械及び装置（純額）	14,480	13,081
車両運搬具	※4 3,400	※4 3,358
減価償却累計額	△2,843	△2,899
車両運搬具（純額）	556	458
工具、器具及び備品	1,618	1,618
減価償却累計額	△1,276	△1,325
工具、器具及び備品（純額）	342	292
土地	268	268
リース資産	7	7
減価償却累計額	△0	△1
リース資産（純額）	6	5
建設仮勘定	3,316	3,663
有形固定資産合計	37,769	33,792
無形固定資産	466	560
高速道路事業固定資産合計	38,235	34,352
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	7,038	7,038
減価償却累計額	△3,710	△3,843
建物（純額）	3,328	3,195
構築物	257	257
減価償却累計額	△113	△121
構築物（純額）	143	135

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
機械及び装置	13	13
減価償却累計額	△4	△5
機械及び装置（純額）	8	7
工具、器具及び備品	385	384
減価償却累計額	△221	△245
工具、器具及び備品（純額）	163	139
土地	1,928	2,066
建設仮勘定	116	512
有形固定資産合計	5,690	6,058
関連事業固定資産合計	※5 5,690	※5 6,058
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	※4 7,785	※4 7,553
減価償却累計額	△4,188	△3,979
建物（純額）	3,596	3,574
構築物	70	70
減価償却累計額	△45	△47
構築物（純額）	24	23
機械及び装置	69	58
減価償却累計額	△44	△35
機械及び装置（純額）	24	22
車両運搬具	※4 179	※4 229
減価償却累計額	△161	△162
車両運搬具（純額）	17	66
工具、器具及び備品	1,256	1,254
減価償却累計額	△696	△730
工具、器具及び備品（純額）	559	523
土地	5,264	5,126
リース資産	15	15
減価償却累計額	△9	△10
リース資産（純額）	6	5
建設仮勘定	439	593
有形固定資産合計	9,934	9,936
無形固定資産		
ソフトウェア	459	487
その他	4	4
無形固定資産合計	463	492
各事業共用固定資産合計	10,398	10,428
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,233	1,233
投資有価証券	486	486
従業員に対する長期貸付金	23	36
繰延税金資産	621	621
敷金	1,049	1,067
その他の投資等	12	20
投資その他の資産合計	3,426	3,464
固定資産合計	57,749	54,304
資産合計	※1,※2 385,126	※1,※2 352,043

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	44,406	21,211
1年以内返済予定長期借入金	5,000	5,000
リース債務	4	4
未払金	6,650	1,631
未払費用	154	149
未払法人税等	537	1,333
預り金	106	100
受託業務契約負債	1,499	2,676
契約負債	38	337
前受収益	9	307
賞与引当金	1,074	1,096
その他	643	※7 1,645
流動負債合計	60,124	35,494
固定負債		
道路建設関係社債	※1,※3 150,000	※1,※3 130,000
道路建設関係長期借入金	※3 84,226	※3 97,156
その他の長期借入金	13,500	11,000
リース債務	8	6
退職給付引当金	20,976	19,945
役員退職慰労引当金	21	26
その他	4,645	4,636
固定負債合計	273,378	262,771
負債合計	333,503	298,265
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	4,898	4,576
別途積立金	12,408	12,347
繰越利益剰余金	7,316	9,854
利益剰余金合計	24,623	26,777
株主資本合計	51,623	53,777
純資産合計	51,623	53,777
負債・純資産合計	385,126	352,043

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	138,415	138,554
道路資産完成高	29,455	15,257
受託業務収入	1	0
その他の売上高	47	72
営業収益合計	167,919	153,885
営業費用		
道路資産賃借料	94,459	91,609
道路資産完成原価	29,455	15,607
管理費用	40,165	44,865
受託業務費用	1	0
営業費用合計	164,081	152,083
高速道路事業営業利益	3,838	1,801
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	673	694
休憩所等事業収入	255	223
高架下事業収入	62	65
受託業務収入	814	784
営業収益合計	1,806	1,769
営業費用		
駐車場事業費	612	636
休憩所等事業費	191	129
高架下事業費	53	56
受託業務費用	857	753
営業費用合計	1,713	1,576
関連事業営業利益	※1 92	※1 193
全事業営業利益	3,930	1,994
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	13	137
受取配当金	642	727
雑収入	92	90
営業外収益合計	748	955
営業外費用		
支払利息	21	37
雑損失	4	5
営業外費用合計	25	42
経常利益	4,654	2,907
税引前中間純利益	4,654	2,907
法人税、住民税及び事業税	522	752
法人税等合計	522	752
中間純利益	4,131	2,154

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剩余金		利益剩余金				株主資本合計			
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金		繰越利益剩余金	利益剩余金合計				
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,898	11,190	8,502	24,591	51,591	51,591	
当中間期変動額										
別途積立金の積立					1,218	△1,218	—	—	—	
中間純利益						4,131	4,131	4,131	4,131	
当中間期変動額合計	—	—	—	—	1,218	2,913	4,131	4,131	4,131	
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	4,898	12,408	11,416	28,723	55,723	55,723	

当中間会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剩余金		利益剩余金				株主資本合計			
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金		繰越利益剩余金	利益剩余金合計				
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,898	12,408	7,316	24,623	51,623	51,623	
当中間期変動額										
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				△322		322	—	—	—	
別途積立金の取崩					△61	61	—	—	—	
中間純利益						2,154	2,154	2,154	2,154	
当中間期変動額合計	—	—	—	△322	△61	2,538	2,154	2,154	2,154	
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	4,576	12,347	9,854	26,777	53,777	53,777	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 1～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛け道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において独立掲記しておりました「営業外費用」の「延滞税」は、営業外費用総額の100分の10以下となったため、当中間会計期間より「雑損失」に含めております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において「営業外費用」の「延滞税」に表示しておりました2百万円及び「雑損失」に表示しておりました1百万円は、「雑損失」4百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社はE T C専用化拡大工事に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の減価償却費が3,320百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ3,320百万円減少しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係社債	150,000百万円	130,000百万円

※2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務143,000百万円（額面）（前事業年度159,000百万円）について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	272,049百万円	244,119百万円

※3 併存的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	103,000百万円	20,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	48,825	2,070

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
道路建設関係長期借入金	1,825百万円	一百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
圧縮記帳累計額	175百万円	176百万円

※5 関連事業固定資産内訳

有形固定資産

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
駐車場事業	3,406百万円	3,567百万円
休憩所等事業	2,202	2,312
高架下事業	80	178
有形固定資産	5,690	6,058

6 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
当座貸越極度額		
株式会社みずほ銀行	8,000百万円	8,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,000	4,000
株式会社三井住友銀行	4,000	4,000
株式会社横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	—	—
差引額	20,000	20,000

※7 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 関連事業営業利益の内訳

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
駐車場事業営業利益	61百万円	58百万円
休憩所等事業営業利益	64	94
高架下事業営業利益	9	8
受託業務事業営業利益又は損失 (△)	△43	31
関連事業営業利益	92	193

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
有形固定資産	2,469百万円	5,833百万円
無形固定資産	159	160

(有価証券関係)

子会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は1,233百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は1,233百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

「1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から本半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第20期）（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） | 令和7年6月20日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | 令和7年8月8日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 令和7年10月17日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受けた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因についてイ. 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

＜対象となる社債＞

令和7年12月19日現在

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注) 1	令和3年10月7日	50,000	非上場
首都高速道路株式会社 第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注) 2	令和4年2月17日	25,000	非上場
首都高速道路株式会社 第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注) 3	令和4年10月20日	28,000	非上場
首都高速道路株式会社 第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付) (注) 4	令和5年1月24日	20,000	非上場

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和5年10月18日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年2月22日	35,000	非上場
首都高速道路株式会社 第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和6年10月24日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年2月13日	35,000	非上場
首都高速道路株式会社 第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和7年10月23日	25,000	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	令和7年10月23日	3,500	非上場

- (注) 1. 令和6年6月28日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
 2. 令和6年12月27日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
 3. 令和7年3月31日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
 4. 令和7年9月30日付で、機構により併存的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
③ 主たる事務所の所在地
 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
 子会社及び関連会社はありません（令和7年9月30日現在）。
④ 役員
 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとしており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
 理事長・・・令和8年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
 理事・・・令和9年9月30日まで（2年）
 監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）
⑤ 資本金及び資本構成

令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I	資本金	5,651,791百万円
	政府出資金	4,120,270百万円
	地方公共団体出資金	1,531,520百万円
II	資本剰余金	838,956百万円
	資本剰余金	2,526百万円
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
	その他行政コスト累計額	△14,502百万円
	減価償却相当累計額（△）	△12,349百万円
	減損損失相当累計額（△）	△2,061百万円
	除売却差額相当累計額（△）	△91百万円
III	利益剰余金	9,523,042百万円
	純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限ります。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限ります。）に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (ix) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (x) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (xi) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xii) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xiii) (xii) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）
- (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。更に、令和7年8月には、国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅田 裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の令和7年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅田 裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の令和7年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。